

土地利用型園芸産地新たなチャレンジ支援事業費補助金交付要領

制定 令和 6（2024）年 4 月 1 日 生振第 23 号

（趣旨）

第 1 条 県の交付する土地利用型園芸新たなチャレンジ支援事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和 36（1961）年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

（交付の目的等）

第 2 条 補助金の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容、その交付率又は交付の相手は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率	交付の相手方
土地利用型園芸産地新たなチャレンジ支援事業費補助金	本県水田農業の収益力向上を図っていくため、露地野菜産地の新たな取組（新新規栽培者の受入・新たな品目の導入）による規模拡大を支援する。	1 土地利用型園芸産地新たなチャレンジ支援事業		
		(1) 新たなチャレンジ推進事業 市町、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、市町農業公社又は全国農業協同組合連合会栃木県本部が、土地利用型園芸産地新たなチャレンジ支援事業実施要領（令和 6（2024）年 4 月 1 日付け生振第 22 号。以下、「実施要領」という）に基づき行う新たなチャレンジ推進事業に要する経費、若しくは農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、市町農業公社又は全国農業協同組合連合会栃木県本部が、実施要領に基づき行う新たなチャレンジ推進事業につき市町が補助する場合における当該補助に要する経費	当該事業に要する経費の 2 分の 1 以内 市町が補助する場合には、市町が交付する補助金の 10 分の 10 以内。 ただし、当該事業に要する経費の 2 分の 1 を限度とする。	市町、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、市町農業公社、全国農業協同組合連合会栃木県本部
		(2) 新たなチャレンジ整備事業 市町、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、市町農業公社又は全国農業協同組合連合会栃木県本部が、実施要領に基づき行う新たなチャレンジ整備事業に要する経費、若しくは農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、市町農業公社又は全国農業協同組合連合会栃木県本部が、実	当該事業に要する経費の 10 分の 4 以内 （ただし、機械については 3 分の 1 以内） 市町が補助する場合には、市町が交付する補助金の 10 分の	市町、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、市町農業公社、全国農業協同組合連合会栃木県本部

			施要領に基づき行う新たなチャレンジ整備事業につき市町が補助する場合における当該補助に要する経費	10 以内。 ただし、当該事業に要する経費の10分の4を限度とする（ただし、機械については3分の1を限度とする）。	
--	--	--	---	--	--

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
土地利用型園芸産地新たなチャレンジ支援事業費補助金	土地利用型園芸産地新たなチャレンジ支援事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	1 事業計画書 2 収支予算書 (3 実施設計書)	1 様式1 2 様式2	1 1	農業振興事務所長（全国農業協同組合連合会栃木県本部、事業実施地区が県域に及ぶ事業実施主体が実施する事業（以下、「直接申請事業」という。）にあつては知事）が別に定める日

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、農業振興事務所長（直接申請事業にあつては知事）の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、農業振興事務所長（直接申請事業にあつては知事）の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに農業振興事務所長（直接申請事業にあつては知事）に報告し、その指示を受けること。
- (4) 農業振興事務所長（直接申請事業にあつては知事）は、前各号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業実施地区の変更
- (3) 事業の廃止
- (4) 事業実施主体の事業種目ごとに事業費の30パーセントを超える増又は県補助金の増
- (5) 事業実施主体の事業種目ごとに事業費又は県補助金の30パーセントを超える減

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく農業振興事務所長(直接申請事業にあつては知事)の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(様式3)に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して1部を農業振興事務所長(直接申請事業にあつては知事)に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
土地利用型園芸産地新たなチャレンジ支援事業費補助金	土地利用型園芸産地新たなチャレンジ支援事業状況報告書	規則の別記様式第2	1	状況報告書	様式4	1	農業振興事務所長(直接申請事業にあつては知事)が別に定める日

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
土地利用型園芸産地新たなチャレンジ支援事業費補助金	土地利用型園芸産地新たなチャレンジ支援事業実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 事業実績書 2 収支精算書 (3 出来高設計書)	1 様式1 2 様式2	1 1	農業振興事務所長(直接申請事業にあつては知事)が別に定める日

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の各表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
土地利用型園芸産地新たなチャレンジ支援事業費補助金	土地利用型園芸産地新たなチャレンジ支援事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1	1 交付決定通知書の写し 2 額の確定通知書の写し	1 1	農業振興事務所長(直接申請事業にあつては知事)が別に定める日

(その他)

第10条 この要領の他、この事業の実施につき必要な事項については、別に知事が定めるものとする。

附 則 (令和6(2024)年4月1日付け生振第23号)

- 1 この要領は、令和6(2024)年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和11(2029)年3月31日をもって、その効力を失う。